

通所リハビリテーションまるがめ 運営規程
(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条 医療法人社団重仁が開設する 通所リハビリテーションまるがめ（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 通所リハビリテーションまるがめ
- 二 所在地 丸亀市津森町字上拾丁分162番4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 医師2名（管理者 常勤・兼務1名、非常勤・兼務1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所リハビリテーションの提供に当たる。
- 二 理学療法士 3名（常勤・兼務）
作業療法士 該当なし
言語聴覚士 1名（常勤・兼務）
理学療法士、作業療法士および言語聴覚士は、指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。
- 三 看護職員 2名（常勤・専従） 1名（非常勤・専従） 合計 3名
看護職員は、指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。
- 四 介護職員 6名（介護福祉士6名 常勤・専従）
介護職員は、指定通所リハビリテーション計画又は指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーシ

ョンの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休業日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間 午前9時00分～午後4時05分

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションと合わせ40人とする。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 一 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション
 - 二 居宅と事業所間の送迎
 - 三 食事の提供
 - 四 入浴介助
 - 五 特別入浴介助
 - 六 個別リハビリテーション
 - 七 口腔機能の向上
- 2 指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合の額とする。
- 3 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- 一 通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに要した送迎費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の送迎費は、次の額とする。
 - ・ 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル未満 100円
 - ・ 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル以上 200円
 - 二 食費 650円

三 おむつ代（１枚）

尿とりパッド（レギュラー） ９円

尿とりパッド（ロング） ２４円

はくパンツ（Mサイズ） ４７円

はくパンツ（Lサイズ） ５３円

四 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの

４ 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の事業実施地域）

第８条 通常の事業の実施地域は、丸亀市、善通寺市、坂出市、宇多津町、多度津町、まんのう町、琴平町の区域とする。ただし、島しょ部は除く。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第９条 利用者が指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 二 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（非常災害対策）

第１０条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年２回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

（苦情処理）

第１１条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第12条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第14条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり措置を講じるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行う。
 - 四 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(身体拘束に関する事項)

- 第15条 従業者は、利用者に対して、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。
- 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3か月以内
 - 二 継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団重仁と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

平成26年	9月	1日	改訂
平成26年	12月	9日	改訂
平成27年	4月	1日	改訂
平成27年	6月	1日	改訂
平成27年	7月	21日	改訂
平成27年	8月	1日	改訂
平成27年	8月	24日	改訂
平成27年	8月	31日	改訂
平成27年	11月	21日	改訂
平成27年	12月	31日	改訂
平成28年	2月	1日	改訂
平成28年	3月	21日	改訂
平成28年	7月	1日	改訂
平成28年	10月	21日	改訂
平成28年	12月	1日	改訂
平成28年	12月	21日	改訂
平成29年	4月	30日	改訂
平成29年	9月	1日	改訂
平成30年	4月	1日	改訂
平成30年	4月	21日	改訂
平成31年	4月	1日	改訂
令和2年	4月	1日	改訂
令和3年	4月	1日	改訂
令和4年	4月	1日	改訂
令和5年	4月	1日	改訂
令和6年	1月	1日	改訂
令和6年	6月	1日	改訂
令和7年	4月	1日	改訂